

平成 29 年第 8 回 安芸太田町教育委員会議録

招 集 年 月 日	平成 29 年 8 月 21 日（月）		
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター 3 階 エコ学習室		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 29 年 8 月 21 日（月）午前 9 時 30 分	
	閉 会	平成 29 年 8 月 21 日（月）午前 11 時 3 分	
出席・欠席委員	出席委員	二見吉康・清胤祐子・正山幸夫・河野義文・池野博文	
	欠席委員		
職務により会議に出席した者	生涯学習課長 学校教育課長 主幹 主幹 課長補佐	栗栖浩司 長尾航治 沖本直樹 萩原英子 児玉裕子	
会議に付した事件及び採決結果	議案第 29 号	平成 30 年度使用小学校教科用図書の採択について	原案可決
	議案第 30 号	著作教科書及び学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択について	原案可決
報告協議事項	1 9 月の行事予定について（生涯学習課） 2 学校運営協議会委員について 3 芸北支所定期訪問・共同事務室訪問のまとめについて 4 広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について 5 安芸太田町科学アカデミーについて 6 生徒指導上の課題について 7 服務規律の厳正確保について 8 その他 ・ 9 月定例議会での補正予算について		

【議事録】

日程第1、開会

(午前9時30分開会)

教育長)

スペインではテロがあり、幼い子供が亡くなるという大変痛ましい事件がありました。また朝鮮半島問題も大きな問題になっています。一方で、大変暑い夏でございますけれども、関東地方では寒いとか雨が多いとか大変不安定な気候状況のようです。皆さんも大変過ごしにくかったのではないかと思います。本日もよろしくお願いします。

日程第2、教育長報告

教育長)

まず私から報告をさせていただきます。報告協議資料の1ページをご覧ください。

7月の前回の教育委員会以降の行事のうち主だったものを報告させていただきます。

①は7月20日に中国地方の教育委員会連合会研究大会が広島大会として東広島市で開催され、私と池野委員が出席させていただきました。地元東広島市の西条小学校のオペレッタというすばらしい発表を見せていただきました。

②の地域懇談会は7月24日から8月4日まで4地区で行われました。教育委員会への意見と要望について、筒賀地域で通学路の安全確保という要望が出されました。この件につきましては関係機関や国土交通省にできるだけ早く歩道の整備を重ねてお願いしたいと答えております。

③の全国の高校ライフル射撃競技選手権大会が今年もつつが射撃場で行われました。残念ながら地元加計高校の男女チームはチームとしても個人としても上位入賞は叶いませんでした。

④の中学校の総合体育大会では安芸太田中学校の野球部が山県郡の代表として、新庄中学校と一緒に芸北地区大会に出場しました。安芸高田市の中学校と対戦し、善戦はいたしましたが吉田中学校に僅差で敗れ、残念ながら4位という結果になりました。

⑥ですが、新しいALT2名が着任しました。ローラとスカーレット、いずれもイギリスからの青年でございます。

⑦の科学アカデミーは1回目を行いました。今年は写真にありますように名水でパン作りを行いました。水には軟水と硬水とあるらしいのですが、水によってパンのふくらみ方が違うということを学びながら、楽しくパン作りを行いました。参加した子供たちは大変おいしいパンができた喜んでおりました。

⑧の学校マネジメント研修は、郡内の教職員全員に参加を呼びかけて行うものでございますが、本町から安芸太田中学校の保健体育の清水教諭が昨年1年間秋田県への交流人事で勤務しておりましたが、その報告を行い、秋田の教育と安芸太田の教育の違いや同じところなど大変興味深い話をしてくれました。

⑨は福岡県みやこ町議会の文教委員さんが視察に来られました。あちらも3つの町が統合され、それぞれの町にあった図書館を統一する必要があるということでした。本町では本館と分室をもっていますので、その状況を視察に来られました。

⑩の中学校のNHK合唱コンクールに加計中学校が参加しました。残念ながら今年は奨励賞止まりでしたが、生徒たちは大変充実感を味わうことができたということでした。

⑪は8月14から16日まで3日間町内の小中学校を一斉に閉庁とさせていただきました。県立学校でも同様に一斉に閉庁させていただきました。特に校長からは、なかなか夏の休暇も取

りにくい中で、管理職も今回はゆっくと休暇を使わせていただいたと聞いております。

⑫は中国 5 県の町村教育長会研究大会広島大会が大崎上島町で開催されました。台風によるフェリーの欠航を心配したのですが、無事すばらしい天気、研究大会を成功裏に終わりました。

今後の予定ですが、今日から 1 週間中学生のキャリアスタートウィークが始まっております。また、9 月 1 日から 9 月定例議会が開会されます。明日は校長会を予定しています。2 学期の始業式を間もなく行いますので校長に対して次の点について学校内の再点検を行うよう指示をしております。

一つは、健康安全について児童と長期に会っておりませんので、顔を見たとこから健康や安全についてしっかりと観察をしてもらいたいということ。それから長期の休業においては、生活習慣の乱れがちな児童生徒がおりますので、早く学校生活になれるように指導してほしいということ。これから 3 年生は、部活動を引退ということになりますので、学力補充について取り組んでももらいたいこと。1 学期にも報告させていただきましたが、パソコンや携帯電話の所持、またその使い方について再度指導してもらいたいこと。常に言っておりますが、家庭学習の習慣化を宿題と絡めてしっかり指導してもらいたいと思います。また、いじめの問題について引き続き指導していきたいと思っています。いじめはどの学校でも起こりうる。治まったと思っても、深く潜行して継続しているかもしれないということでぜひ取り組んでももらいたいと思います。また学校では、アンケート調査や個別面談をしておりますが早期の発見に努めてもらいたいと思います。新たな指導内容としては、いわゆるスマートフォンを使った SNS です。LINE などを使った犯罪にも繋がるようなケースもございますので、被害者にも加害者にもならないように防犯教室を通して保護者も含めた学ぶ機会を作ってもらいたいと思っています。また、教職員も休み明け、児童生徒も休み明けになりますので、交通安全や交通事故防止を重ねて指導してまいります。以上が私からの報告です。何かございますか。

(なし)

よろしいでしょうか。

日程第 3、議事

教育長)

それでは日程第 3 の議事、日程第 4 の報告協議に入ります。本日の議題はお手元にあるとおりですが、公開になじまないものがあれば最後にまわして審議させていただきたいと思っております。何かご意見がございますか。

清胤委員)

議案第 29 号と第 30 号は、教科書採択に関するものであり、採択権者が自らの権限と責任において適正かつ公正に行われる必要があります、開かれた採択が求められてはおりますが、厳正な採択のためには静謐な採択環境が必要であると考えます。したがって審議は非公開が適当ではないかと思います。しかし審議内容や会議録の公開については文部科学省や県教育委員会の指導もありますので、速やかに行うべきものと思います。

教育長)

他に何かございますか。

正山委員)

報告協議8のその他9月定例議会の補正予算についてですが、これは正案となる前の内部検討について協議するものでございますので非公開が適当ではないかと思います。

教育長)

他にございませんか。

清胤委員、正山委員からのご発言について採決をさせていただきます。

議案第29号の平成30年度使用小学校教科用図書採択について、それから議案第30号著作教科書及び第9条の規定による教科用図書の採択について、その他の項の9月定例議会の補正予算について公開しないということに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成と認めます。したがいまして、本日の議題のうち3件を公開しないで審議することといたします。なお、清胤委員からございました議案第29号と30号の会議録につきましては、事務局で作成後は速やかに公開することをお願いしたいと思います。

それでは報告協議から入らせていただきます。9月の行事予定について事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長)

(9月の行事予定について説明する。)

- ・9月9日 近郡ゲートボール大会 坂根スポーツ広場
- ・9月17日 しわいマラソン 温井ダム及び町内

教育長)

何かご質問がございますか。

池野委員)

ゲートボール大会の参加予定数がわかりますか。

生涯学習課長)

まだ募集中ですが昨年度よりは少し多くなるだろうと担当者から聞いております。しわいマラソンは、教育委員会が事務局をもっておりませんので、把握しておりません。

河野委員)

近いうちに役員会があるのですが、ゲートボールは近年愛好者が減ってチーム数が集まらないということがあります。深入山で開かれる大会も今年は開催されないということです。何とか近郡大会については、しっかりとPRして来てもらおうということで実施するつもりですがこのような状況であるということをご承知ください。

教育長)

最近に参加チーム数が一桁になってきています。

よろしいですか。

報告協議の2に入ります。学校運営協議会について事務局から報告をお願いします。

沖本主幹)

(加計小、安芸太田中の学校運営協議会委員について報告する。)

教育長)

この学校運営協議会について何かご質問がございますか。
今年度の今後の予定がもしわかればお願いします。

沖本主幹)

第1回の協議会については両校ともすでに行い、校長の学校運営の方針を説明して承認をしていただきました。両校とも年3回の協議会を予定しており、第2回につきましては、10月に上半期の学校自己評価を見ていただいてご意見をいただきたいと思っております。第3回につきましては、2月を予定しており下半期の学校自己評価と来年度の学校運営方針(案)を見ていただくこと、それに関連します教職員の人事についてご意見をいただくことを予定しております。

教育長)

よろしいでしょうか。
それでは報告協議の3ですが、芸北支所定期訪問と共同事務室訪問のまとめについて事務局から説明をお願いします。

沖本主幹)

(資料5ページ、6ページにより説明する。)

教育長)

何かご質問がございますか。

(なし)

よろしいでしょうか。
次に4の広島県高等学校入学者選抜試験実施内容について説明をお願いします。

沖本主幹)

(資料により加計高校の実施内容を中心に説明する。)

教育長)

中高一貫教育校ということで、他の学校にはない特別の連携枠を設けて加計中学校、安芸太田中学校の第1希望の生徒を選抜し、残る定数の中から選抜Ⅰ、選抜Ⅱを行い、場合によっては、選抜Ⅲを実施するということです。

よろしいでしょうか。
それでは安芸太田町科学アカデミーについてお願いします。

沖本主幹)

(口頭で科学アカデミーについて説明する。)

- ・第1回の様子を報告する。
- ・第2回を9月30日(土)に延期する。

教育長)

生徒指導上の課題について報告をお願いします。

萩原主幹)

(資料7ページにより報告する。)

・LINEによるいじめへの対応状況について

教育長)

これまでの生徒指導上の報告について何かご意見がございますか。

河野委員)

LINEのことについては、以前から非常に課題が多いということを聞いてきました。使うのには便利が良いものですが使い方によっては被害を受けたりすることがあるというのは以前から言われているところです。まず家庭の親がやるべきことを先にやる。親に大きな責任があると言われています。今の話を聞いて学校で起きたことをすべて一般の人に知らせることは無理だと思うのですが、大人の中にはLINEが問題になっているということをよそ事のように見ている人がいると思います。対策として、教育委員会や学校だけでなく行政もいろいろな方法で今こういう社会になっていてこういう問題があるのだということを何らかの形で訴えていくことが必要なのではないかと思います。

そのことですべて解決するとは思いませんが、地域で、皆さんで関心を持ってもらい共有していったら被害も少なくなるかもしれません。こういう話を聞いて「気の毒なことよ」「こういうこともあるのだな」というだけではいけないのではないかと思います。何らかの形で動いていくことが必要なのではないかと思います。これは意見ですが。

清胤委員)

便利な道具というのは幸せに繋がるというよりも不幸せに繋がるということのほうが多いのではないかと自戒しています。電話の場合は、声音の違いや長さなどによって話している内容だけでなく周囲の者も気配を感じることができますが、LINEの場合には、よほど文章を作る力に長けている。あるいは、解読する力に長けているのでなければ誤解しやすいと思います。

具体的に部活の連絡などはLINEなどでするのではなく、親を介することができるように必ず電話でしようとか、個人情報の問題から連絡網も作りにくい状況にあって難しいとは思いますが、親を交えて考えていかないと学校だけの対応では難しいところがあるのではないかと思います。

河野委員)

日頃から思っているのですが、LINEでの事案は、学校の子供どうしのことが話題になるのですが、これは大人の中でも似たようなことがあるのです。大人だから解決が早いのかもしれませんが、これ以上に小学生から大人まで、保護者の皆さんもそうだと思うのですが、かなり便利なものとして使われています。もう少し一般の人にも問題点を知っておかないといけないのではないかと思います。

清胤委員)

ルールを作るということは大事なことだと思うのですが、ルールを破りたい年頃であることを頭に入れてルールを作る必要があると思います。

教育長)

他にはいかがですか。

正山委員)

自分のものを持つ、持たないは別にしてもLINEをやっている子供が80%以上とかなり高い割合になっています。ゲーム機でもやっているということですから我々大人から見えないところでやっています。今回の子供どうしの事案については仲直りをしたり、誤解を解いたりという取組はどうなっているのでしょうか。

萩原主幹)

事案についての整理と生徒への指導は学校で引き続き行っています。ただ夏休み中ということもありまして、その後の学校生活が始まっておりませんので、これから関係修復を丁寧に指導していききたいと思います。人と人が繋がるという生き方の問題として、学校としても子供たちの指導を継続していきますので、そのあたりを後日報告させていただこうと思っています。

清胤委員)

便利な道具なのですが、その道具を使うのはあくまでも人ですので、人の心の部分から言いますと道徳教育の中でそういった価値について指導していくということも必要だと思います。これから新しい道徳の中で求められているところですので、ぜひ指導してもらいたいと思います。

河野委員)

私は以前から子供に関わってきていますので子供が絶対に被害者にならないようにいろいろな対応が必要なのではないかと思います。どうか本当に子供のことを大事にするということを考えて取り組んでください。よろしくお願いします。

教育長)

私の報告の中でも申しましたが、いじめというのは終わったようでも深く潜行して見えないところで続いていることがあると言いましたけれども、2学期早々しっかりとアンテナを巡らして、早期発見あるいは早期解決と言ったことを学校に指導したいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは報告協議7、服務規律の厳正確保についてお願いします。

沖本主幹)

資料はありません。町内の学校から交通事故等の報告や、県の懲戒処分を発表ありません。19日の報道によりますと県立竹原高校の教諭が覚せい剤取締法違反で逮捕されました。考えられないような事案でございますが、よそ事とせず不祥事防止に努めてまいります。

教育長)

何かございますか。

河野委員)

今までいろいろな事案を聞かせていただきましたが、その時に急に突発的に起きたものは少ないと思います。前兆とか病的なものとかある程度気付けることがあるということであれば、職場での人間関係から気が付いたことは注意できるような職場環境が大切だと思います。自分さえよければということではなく、教職員集団として前向きにとらえられるような話を研修で

していただければと思います。

教育長)

報道の中でのコメントでは良い先生だったというのがありましたけれども、酩酊状態になるまで覚せい剤を使用するということはやはり兆候や兆しがあったのではないかと思います。教師としてどうこうではなく、社会人として許されることではないと思います。河野委員が指摘しておられるように日頃から職場での会話などを通して兆候を掴むということが必要だと思います。

何か他にご意見はよろしいでしょうか。

それでは報告協議 1～7 までが終わりましたが、ここからは公開しないと決定しました議案について審議をしたいと思います。傍聴者の方は退席をお願いします。

(傍聴者退席)

それでは非公開と決定した議案について審議をお願いします。

議案第 29 号の平成 30 年度使用小学校教科用図書の採択について事務局から説明をお願いします。

課長補佐)

議案第 29 号平成 30 年度使用小学校教科用図書の採択については来年度小学校で使用する小学校の教科書をご検討いただくことになります。議案第 30 号著作教科書及び学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択については特別支援学級で使用する教科書の採択であり、毎年行っているものでございます。各学校で選定委員会を開催し、そこで作成された理由書をもとに教育委員会事務局において議案を作成しております。来年度使用する教科書について流れ等を含めて説明します。

種目は道徳で山県教科用図書採択地区協議会の採択理由書と選定委員会からの答申を資料として添付させていただいております。審議の前に教科書採択の流れとこれまでの経過を説明します。教科書は「教科の主たる教材」と定義されています。このことは「教科書の発行に関する臨時措置法」に記載されています。教科書の使用は学校教育法により義務づけられており、給与に係る費用は国が全額を負担し無償で児童生徒に給与されているものです。当然ながら国が負担する費用は税金であり、給与事務・採択事務は公正に行わなければなりません。

教科書の使用期間は 4 年間ですが、道徳が教科として新たに加わり、小学校の道徳の採択の年となりました。来年度は小学校の他の教科と中学校の道徳教科書の採択の年となります。

教科書の採択は県教育委員会が定めた採択地区ごとに教育委員会が県教育委員会の指導・助言を受けながら調査・研究を行い、採択年度の 8 月 31 日までに採択することになっています。なお山県採択地区は北広島町と 2 町で構成されているため、協議会を設け採択を行います。

山県採択地区協議会は教科書採択を行うにあたり、選定委員会、調査員を設けます。選定委員会の調査・研究の観点を決定し、調査員に調査・研究の依頼を行い、その結果を選定委員会に報告します。選定委員会では調査員の報告を受け答申を作成します。協議会は選定委員会からの答申により採択を行います。

一連の流れによる教科書の採択自体は、安芸高田市・山県郡の両採択地区で別々に行いますが調査員による教科書の調査・研究は調査研究の充実及び調査員の確保のため共同で行うことにしています。

6 月に山県採択地区協議会と選定委員会を設け、その後調査員が 6 月から 7 月に調査を行い、調査した結果は 8 月 7 日の選定委員会で報告されました。選定委員会から 8 月 9 日に山県

地区採択協議会へ答申されました。協議会では山県地区の採択を行い、本日安芸太田町としての採択をお願いすることになります。それではお手元の資料「平成 30 年度使用小学校教科用図書」の採択結果について」をご覧ください。採択理由を読み上げます。

(採択理由を読み上げる。)

道徳の教科書はこの光村以外に 7 社あります。これまで道徳は副読本という教材を使用して行っておりまして。各社大きさに違いがあります。また気づき等が書ける分冊型というものもございました。発問や考える方向性のようなものが詳しく書かれている教科書もありました。もう 1 枚の資料にありますように第 1 推薦の光村、第 2 推薦の東書が内容的に充実しており、その中でも光村がバランス良く、新しい工夫があったということで、協議会では第 1 推薦の光村を採択しております。

教育長)

山県郡として採択の協議をするときに推薦を受けたのは 1 位が光村、2 位が東書ということでした。そして協議の結果、山県郡では光村を採択してはどうかとまとめました。それでは教科書をご覧くださいと思います。

(各委員…教科書を手に取って内容を閲覧し吟味する。)

教育長)

先ほどの説明の中に分冊というのがありましたが詳しく説明をお願いします。

萩原主幹)

例えばこれは日本文教出版ですが、同じように読み物教材があるものに加えて、こういう道徳ノートという冊子がついています。この中に発問に対する答えや考えを書いたり学習を振り返ったりするというものです。

各社いろいろありますが、主に読む内容の教科書と活動するところ、書くところという分冊に分けられています。

教育長)

この分冊については調査員の意見はどうでしたか。

萩原主幹)

書くということは大切な活動なのですが、あらかじめ書くものが規定されているとこれを書かなければいけないということになってしまい、本来考えさせたいものとずれてくるものもあるだろうということでした。これについては慎重に取り扱いたいという現場としてはあまり好ましくないという意見が多くありました。

河野委員)

教科書は、大きさとか厚さとか印刷の写真の制限は統一されているのですか。

萩原主幹)

検定段階でそれらが制限されているのかはよくわかりませんが、調査結果から各社でページ数がまちまちであったり、写真の使い方等についても違いがあったりしますのでそういう制限はないのではないかと思います、確かなことはよくわかりません。

河野委員)

話がそれるかもわかりませんが、以前から通学するときのかばんが昔よりもかなり重くなっています。通学かばんのことは直接関係ないと思うのですが、そういうことも考えて作ってあるものでしょうか。

沖本主幹)

理科や社会ではワイド版というさらに大きい教科書もありますので大きさが決められていることないと思います。体裁についても各社まちまちでございます。内容について何を入れなければいけないということが学習指導要領で決まっておりますので、大きく内容が増えたり減ったりするということはないと思います。

河野委員)

一冊が少しずつ重くなると合わせればかなり重くなります。加計中学校に通学するかばんが重く気になっていたのですが、今年から背負うタイプに変更しました。これまでは手に持つかばんを背中に背負っていたので女子の中にはおばあさんのような恰好で歩く生徒もいました。今はバス通学が多くなったということもあるのですが、昔は自転車で通っている生徒が大変危ない状況もありました。そのあたりも考慮してもらえれば少しは違うのではないかと思います。

教育長)

何年か先には教科書がタブレットになるということになるかもしれません。道徳は今まで学校に設置していた副読本を使っていました。個人のものではなく学校のものを使っていたという時代がありましたが、これからは自分の教科書として学習します。

清胤委員)

光村が一番コンパクトになっていると思いますし、副読本もありません。そういうことも考慮されているのではないのでしょうか。

教育長)

道徳の時間は1年間に35回以上やることになっています。広島県は間違いなくきちんとやっていますが、全国ではどうなのだろうかという感じなのです。真面目にコツコツとやっている広島県で指導の具体的な細かい手順まで書かれるとむしろ広島県内の教員は自分のオリジナルティでもっと工夫したいというのが損なわれるからあまり細かい指示が入っている教科書は良くないという判断になりました。新しい教材、古い教材、人気がある教材、現代的な教材を取り混ぜたのがこの教科書でした。意欲的な選び方をしてもらっています。

河野委員)

ある県では問題になったようですが、教科書会社に関連する職員はいないですね。

教育長)

このことはすでに調査し確認の上で依頼してあります。執筆者が書かれていますが広島県の人は非常に少ないです。ほとんどが関東方面です。

議案第29号について採決をしたいと思います。

山県地区採択協議会ではご覧のように光村ということで協議をいたしました。安芸太田町

においてこの光村と東書ということで検討した時に山県地区と同じ光村でよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。安芸太田町で使用する教科用図書については光村が適当であるということにさせていただきます。

続いて議案第 30 号について説明をお願いします。議案第 30 号著作教科書及び学校教育法附則第 9 条の規定による教科書図書の採択については平成 30 年度に特別支援学級で使用する教科書になります。文部科学省の検定教科書以外で使用する教科書ですが、お手元に配付しております採択図書一覧をご覧ください。

(採択図書名と発行者名を読み上げる。)

教育長)

これは小学校と中学校を一緒にしたものですか。

課長補佐)

加計小、上殿小、加計中、安芸太田中学校が来年度対象となります。それを全部含めた一覧としております。

教育長)

町内の特別支援学級を設置する予定の学校のものですが、この採択について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

池野委員)

賛成をしますが、明治図書のグレーゾーンというタイトルはまさにストレートな言い方なので、教科書のタイトルとしていかがなものかと思いました。

課長補佐)

おそらく教科書名がそのままタイトルとなっていると思います。

池野委員)

子供ももらうし、親も見ると思うのですが、グレーゾーンという言葉を見てどのように思うか、このように言われた時にどういう感じがするかと思います。もっと別の言い方があるのではないかと思います。

教育長)

この図書を子供に持たせるのでしょうか。確かにこの言葉を聞いた時に親も気持ちの良い表現ではないですね。取り扱いについて配慮が必要かと思います。

議案第 29 号と 30 号については、原案通り可決しました。

次に報告協議 8 のその他の項目について説明をお願いします。

学校教育課長)

9月定例議会の資料をご覧ください。総務課から9月定例議会に提案する補正予算について意見をいただきたいということで、現在の査定までの予算関係でございます。町長査定を受けていない財政査定までのものですので変動があるかもしれません。順次説明をさせていただきます。

(非公開で審議する。)

教育長)

以上で今日予定しておりました議案と報告協議のすべてを終わります。事務局にお返しします。

河野委員)

意見を述べてもいいですか。生涯学習課長に少し話をしたのですが適正配置によって今学校がなくなっているところの建物、グラウンド、その管理をどこが持っているのかということを知りたいのが一つと、戸河内中学校のグラウンドの利用状況がどのようになっているかということです。使いたいだけでもトイレがないので使い勝手が悪い。せっかく大きな広いグラウンドがあるのに有効に使うためにトイレがネックになっているという話を聞きました。建物は一切使ってはいけないということなのでできれば仮設のトイレであっても設置してもらえれば多くの人に使ってもらえるのではないかと思います。今後のグラウンドの計画についてどのようになっているのか少しお伺いしたいと思います。

生涯学習課長)

グラウンドについてこれから計画を作らなければいけないという段階です。急遽今年の春に中学校が統合したということで予算的なものも一切ないということで職員が草刈りをしたり除草剤を撒いたりしているところでございます。この地域には大きなプールもありますし、グラウンドも学校のグラウンドとしては一番大きいと思います。町民の方が使えるような形を検討していかなければならないのですが、建物自体が古くて危険で入れないということがございますのでその辺も含めて来年度どういう整備をしていき、どういう管理をしていくということを含め検討している段階です。

河野委員)

ぜひ、できれば早い時期に何らかの方法でオープンにさせていただき、使いたい人もおられるようですのでネックになっているトイレについて早急に対応していただきたいと思います。

学校教育課長)

補足をさせていただきます。財産がどうなっているかというお話でございますが加計エリアに関しましては修道小、津浪小、殿賀小がございまして。基本的には学校が廃校になった時点で学校の建物と敷地に関しましては、本来であれば教育財産から落ちますので普通財産という形になります。現状で申しますと今残っている校舎自体は普通財産とみなされますので教育委員会で所管しておりません。一部につきましては放課後子ども教室ということで使用しておりますので生涯学習課が管理をしていますが、その他につきましては総務課で管理しております。戸河内中学校も同様でございまして、校舎と体育館に関しましては教育委員会の所管ではございません。グラウンドにつきましても学校教育の財産から外れます。せっかく広いグラウンドがあるのですから、町民の方に使っていただきたいということで、設置管理条例がない状

況の中で生涯学習課がグラウンドとして管理しているということでございます。設置管理条例がないので普通財産となるわけでございますが、町民のスポーツ体育福利厚生という形で使っていただければよいのではないかとということで当面の管理をさせていただいています。本来であれば学校との統合とセットで町長部局が地域の方と協議する中で財産としての運用、例えばスポーツ施設、あるいは企業誘致というように町長部局で進めていくというのが筋だと思います。現状でいうと、戸河内中学校にありました寄宿舍は本来が教育財産から外して普通財産とすべきですが今後の用途が定まっておきませんので、休寮という形で学校教育課が管理をしています。トイレにつきましては当方で開放が可能かと思います。グラウンドについては生涯学習課が一時的に管理している状況であり、町長部局が地域と協議をしていない中で話が進んでいないということでございます。

河野委員)

跡地利用の計画がないということであればあまり難しい話ではないと思うので自由に使うことができるようにしていただきたいと思います。大きなグラウンドの管理は大変だと思いますが、利用したい人や団体があると思うので理解していただければと思います。

池野委員)

他にも町有施設があると思うのですが、維持するのもお金が必要だったり壊すこともお金が必要だったりします。どこかで本腰を入れてマスタープランを作らないと文句が出ないところについてはなかなか話が進まないと思います。JR の橋を含めて大変な問題もあるのですが手つかずまま放置しておくわけにはいかないだろうと思います。なかなか進まないですね。

生涯学習課長)

マスタープランは公共施設の整理という形で国から大々的に出ていて財政でも検討しているところです。廃校になった施設、社会教育施設の整備統合ということのを当然考えていかなければならないのですが、地域の人から言わせれば「あるのだから置いておいてくれ」ということですが、それでは実際に使われているのかということと使われていない。プールにしても泳ぐ人が少ないところは閉鎖する。その代わり使用するプールはきちんと管理するといったメリハリのあることをやっていかないといけない。それは検討させてもらっています。

教育長)

戸河内中のグラウンドについてトイレを当面どうするかということですね。

河野委員)

そばに危険な建物があるからダメというのではなく、何らかの方法をとればグラウンドだけ使用することは簡単なことだと思います。施設を一緒にして考えるといろいろ問題があり難しいと思うのですが、グラウンドだけということで考えてもらえれば仮設トイレをつければいいだけだと思うので早急をお願いしたいと思います。

生涯学習課)

何か大会の時には筒賀支所が持っている仮設トイレを借りて設置しているのですが、大人数には対応できません。浄化槽を設置するところまではできませんから何か根本的に考えないと使ってくださいというのは難しいと思います。

河野委員)

ふだんは大人数と言っても、そう多く使われることはないと思います。極端な話ですが1基

でも置いてあればそれなりに利用できるのです。どこかで使用できないという話を聞いた人がいるのではないかと思います。グラウンドゴルフ協会からあそこでやらせてもらいたいと声が出ているらしいです。一つの団体にこだわっていけないのだけれども、他にも同じような声があるのではないかと思います。トイレの問題だけだから何基も必要なものではないと思います。

教育長)

毎年使うのが子供ソフトボール大会です。紅葉杯の大会をどうするかです。

生涯学習課長)

今年も使わせてもらいたいという話があります。その時はまた仮設トイレを持って行こうと思います。

教育長)

去年も持って行っているのですか。

生涯学習課長)

去年も持って行っています。ただ専用トイレではなく筒賀支所がイベント用に持っているトイレを一時的に借りて持って行っています。

河野委員)

私が言っているのはそういうイベントの時ではなく普段使う時です。1基でもあればどうぞ使ってくださいという思いが伝わるのです。今はトイレがないからダメという話になっていて、どうなのかという苦情を聞くような話ですから、対応していただいて使いたい人が使えるようなグラウンドにしてもらいたいと思っています。ぜひ配慮してください。

教育長)

よろしいでしょうか。では事務局から次回についてお願いします。

(日程調整を行う。)

以上で第8回教育委員会会議を終わります。ありがとうございました。

(午前11時3分 閉会)